広島県食品衛生監視員代替職員登録試験受験案内

平成３０年４月１日

広島県健康福祉局健康福祉総務課

広島県の保健所で，食品衛生監視員の業務に従事する職員の産休・育児休業代替臨時職員等（以下「食品衛生監視員代替職員」という。）として勤務していただく職員を募集します。

食品衛生監視員の業務に従事する職員が産休・育児休業等を取得した場合に，食品衛生監視員代替職員として登録していただいた方に勤務していただくことになります。

登録試験合格後に，まず食品衛生監視員代替職員として登録していただき，代替職員としての条件が一致した方に勤務していただきます。

なお，育児休業が長期になる場合などで育休任期付職員が必要となった場合は，登録者の中から，別に選考を実施し，育休任期付職員に採用することがあります。

登録期間は登録開始日から３年間です。登録期間の更新は可能です。

１　募集職種及び応募年齢

食品衛生監視員：年齢不問

２　応募資格

・食品衛生監視員資格

・次のア～エのいずれかに該当する方は，応募することが出来ません。

ア　成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　広島県の機関から懲戒免職の処分を受け，その処分の日から２年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者

３　提出書類及び受験申込先

（１）提出書類

○　広島県食品衛生監視員代替職員登録申込書　　　１部

（登録申込書に記載された個人情報については，食品衛生監視員代替職員登録試験及び合格後の代替職員登録事務等，職員任用関係事務を行うためのみに使用します。それ以外の目的のために使用したり，御本人の同意なく第三者に提供することはありません。）

○　履歴書　　　１部

（市販の履歴用紙（ＪＩＳ規格）に自筆で記入し，最近３ヶ月以内に撮影した写真を貼付したもの〔本籍地の欄は記載不要です。〕）

　　 ※任用の際には別途，資格要件を確認できる書類を提出していただく必要があります。

（２）申込先（問い合わせ先）

〒７３０－８５１１　広島市中区基町１０番５２号

広島県健康福祉局健康福祉総務課（担当：総務グループ）

電話　０８２－５１３－３０２１

４　試験方法

面接試験（個別面接）

５　試験の日時，場所及び合格発表

（１）日時　：　個別に連絡して指定する日

（２）場所　：　広島県庁（広島市中区基町１０番５２号）

（３）合格発表　：　試験後１０日程度以内

（合格・不合格にかかわらず，全員に文書で通知します。）

６　任用予定時期

随時（食品衛生監視員の業務に従事する職員が産休・育児休業等を取得した場合）

７　登録の変更，抹消

代替職員の登録内容の変更や登録の抹消は，本人の申し出により行います。

８　勤務条件

○　産休・育休等代替臨時職員の場合

（１）給与

賃金日額：１０，２００円（平成３０年度）

※その他，時間外勤務手当，交通費（概ね月額１４，０００円以内）が支給されます。

（２）有給休暇（６ヶ月を超えて任用した場合）

臨時職員として任用された日から６か月間の勤務日の８割以上勤務した日の翌日から，１０日間を限度に有給休暇が付与されます（６か月間の勤務日の８割以上勤務した日の翌日から６か月間を経過する日までは，このうち５日を限度に取得することが出来ます。）。

（３）休日

原則として，土曜日，日曜日，国民の祝日，年末年始（１２月２９日～１月３日）

（４）勤務時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（ただし，時間外勤務をしていただく場合があります。）なお，勤務時間は変更される場合があります。

（５）勤務期間

原則として，産休・育児休業職員の産休（産前８週・産後８週程度）及び育児休業期間（１年以内）等，食品衛生監視員代替職員を必要とする期間

※その他に，育児短時間勤務サポート嘱託員として勤務していただく場合もあります。

９　勤務期間の制限

登録者が臨時職員として任用されその期間が終了した後は，原則としてその後２ヶ月間は臨時職員として任用されません。ただし，育児短時間勤務サポート嘱託員として期間を空けることなく任用されることは可能です。

１０　育休任期付職員の選考の対象

職員が長期（１年を超える）の育児休業をする場合，必要に応じ，育休請求期間を任用の限度として，任期を定めた職員（育休任期付職員）を選考により採用します。この度の試験による登録者は，この育休任期付職員の選考の対象となる場合があります。

≪食品衛生監視員の資格要件≫

1 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において，所定の課程を修了した者

2 医師，歯科医師，薬剤師又は獣医師

3 大学又は専門学校において医学，歯学，薬学，獣医学，畜産学，水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有するもの